

伊予市個人情報の保護に関する法律施行条例

令和 4 年12月16日

条例第22号

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、次項に定めるもののほか、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、市長（水道事業管理者の職務を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(個人情報取扱事務の届出及び登録)

第3条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称
- (3) 個人情報の利用目的
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報の取得方法
- (7) その他実施機関が定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報取扱事務を廃止したと

きは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

3 前2項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。

- (1) 実施機関の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する事務
- (2) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために、相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを取り扱う事務
- (3) 一般に入手し得る刊行物等に記録されている個人情報を取り扱う事務
- (4) 前3号に掲げる事務のほか、あらかじめ伊予市情報公開条例（平成17年伊予市条例第17号）第22条第1項に規定する伊予市情報公開・個人情報保護審査会（以下第10条において「審査会」という。）の意見を聴いて実施機関が定める事務

4 市長は、第1項及び第2項の規定による届出に基づき、個人情報取扱事務に関する帳簿を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

（開示請求に係る手数料及び費用負担）

第4条 法第89条第2項に規定する条例で定める額の手数料は、無料とする。

ただし、法第87条第1項の規定による保有個人情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

（開示請求書の記載事項）

第5条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

（開示決定等の期限）

第6条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第7条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から前条に規定する期間内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうち相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、実施機関は、前条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(訂正請求書の記載事項)

第8条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(利用停止請求書の記載事項)

第9条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(審査会への諮問)

第10条 実施機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号の場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(運用状況の公表)

第11条 市長は、毎年、実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(伊予市個人情報保護条例の廃止)

2 伊予市個人情報保護条例（平成17年伊予市条例第18号）は、廃止する。

(伊予市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

3 次に掲げる者に係る前項の規定による廃止前の伊予市個人情報保護条例（以下この項及び次項において「旧条例」という。）第14条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下この項において「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、同項の規定の施行後も、なお従前の例による。

(1) 前項の規定の施行の際現に旧条例第2条第4号に規定する実施機関（以下この号及び次号において「旧実施機関」という。）の職員である者又は前項の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同項の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) 前項の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

4 附則第2項の規定の施行の日前に旧条例第19条、第33条第1項若しくは第2項又は第41条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

5 この条例の施行の日前に作成された旧条例第18条第4項に規定する個人情報取扱事務登録簿は、この条例の第3条第4項の規定により作成された個人情報取扱事務に関する帳簿とみなす。